三　第二条第一項第九号に掲げる金融機関　株式会社商工組合中央金庫法第五十六条第二項に規定する主務大臣
四　第二条第一項第十号及び第十一号に掲げる金融機関　農業協同組合法第九十八条第一項に規定する行政庁
五　第二条第一項第十二号から第十五号までに掲げる金融機関　水産業協同組合法第百二十七条第一項に規定する行政庁
六　第二条第一項第十六号に掲げる金融機関　農林水産大臣及び内閣総理大臣
（主務省令）
第五十一条　この法律における主務省令は、内閣府令・財務省令・厚生労働省令・農林水産省令・経済産業省令とする。
（権限の委任）
第五十二条　内閣総理大臣は、次に掲げるものを除き、この法律による権限を金融庁長官に委任する。
一　第三章の規定による権限
二　第四十三条及び第四十四条の規定による権限のうち指定活用団体に係るもの
三　その他政令で定めるもの
2　この法律に規定する行政庁の権限に属する事務（この法律の規定により都道府県知事の権限に属することとされている事務を除く。）の一部は、政令で定めるところにより、都道府県知事が行うことができる。
3　前二項に規定するもののほか、この法律の規定による行政庁の権限に関して必要な事項は、政令で定める。
（事務の区分）
第五十三条　この法律の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。
（経過措置）
第五十四条　この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。

第五章　罰則

第五十五条　第四十三条第一項（指定活用団体に係る部分を除く。）又は第二項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者は、一年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。
2　第四十四条第一項（指定活用団体に係る部分を除く。）、第二項又は第六項の規定による当該各項の職員の質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者も、前項と同様とする。
第五十六条　他人になりすまして休眠預金等代替金の支払を受けること又はこれを第三者にさせることを目的として、当該休眠預金等代替金に係る休眠預金等に係る預貯金通帳、預金等の引出用のカードその他当該休眠預金等代替金の支払を受けるために必要なものとして政令で定めるもの（次項において「預貯金通帳等」という。）を譲り受け、その交付を受け、又はその提供を受けた者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。
2　相手方に前項の目的があることの情を知って、その者に預貯金通帳等を譲り渡し、交付し、又は提供した者も、同項と同様とする。
3　業として前二項の罪に当たる行為をした者は、三年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。
4　第一項又は第二項の罪に当たる行為をするよう、人を勧誘し、又は広告その他これに類似する方法により人を誘引した者も、第一項と同様とする。
第五十七条　第二十七条第一項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。
第五十八条　第三十三条第一項の規定による業務の停止の命令に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。
第五十九条　次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。
一　第二十八条の規定に違反して帳簿を備え付けず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかった者
二　第三十二条第一項の規定による許可を受けないで業務の全部を廃止した者
三　第四十三条第一項（指定活用団体に係る部分に限る。）の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者
四　第四十四条第一項（指定活用団体に係る部分に限る。）の規定による同項の職員の質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者
第六十条　法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めがあるものを含む。以下この項において同じ。）の代表者若しくは管理人又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は事業に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。
一　第五十五条　二億円以下の罰金刑
二　前三条　各本条の罰金刑
2　法人でない団体について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人が、その訴訟行為につき当該法人でない団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。
第六十一条　次に掲げる違反行為があった場合は、その行為をした指定活用団体の役員又は職員は、五十万円以下の過料に処する。
一　この法律の規定により内閣総理大臣の認可を受けなければならない場合において、その認可を受けなかったとき。
二　第二十六条第四項の規定に違反して、事業報告書、貸借対照表、収支決算書若しくは財産目録を提出せず、又は不実の記載をしたこれらの書類を提出したとき。
三　第二十七条第二項の規定に違反したとき。
四　第二十九条第二項の規定に違反したとき。
五　第三十一条の規定による内閣総理大臣の命令に違反したとき。

附　則

（施行期日）
第一条　この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一　次条第四項から第六項まで及び附則第八条の規定　公布の日
二　第二章第二節、第四十二条、第四十九条及び第五十四条の規定　公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日
三　第三章（第三節を除く。）及び附則第六条の規定　公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日
（経過措置）
第二条　この法律の規定は、施行日以後に最終異動日等から九年を経過することとなる預金等（一般に公正妥当と認められる会計処理の基準に従い、施行日から起算して一年を経過した日の属する事業年度より前の事業年度に係る貸借対照表の負債の部に計上することが中止された預金等を除く。）について適用する。
2　施行日において現に存する預金等であって当該預金等に係る金融機関において施行日における当該預金等に係る最終異動日等を把握することが困難なものがあるときは、当該金融機関は、主務省令で定めるところにより選別した預金等を施行日において最終異動日等から九年を経過することとなる預金等として取り扱うことができる。